

## 公立大学法人三条市立大学役員報酬規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人三条市立大学（以下「法人」という。）の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員 法人の役員であって、週4日以上法人の業務に従事する者をいう。
- (2) 非常勤役員 法人の役員であって、前号以外の者をいう。

(役員報酬)

第3条 役員報酬は、常勤役員にあつては本給、通勤手当及び期末手当とし、非常勤役員にあつては本給とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、公立大学法人三条市立大学教職員給与規則（以下「給与規則」という。）の適用を受ける教職員が役員を兼務する場合は、役員報酬を支給しない。

(報酬の支給)

第4条 役員報酬のうち本給の計算期間は、月の初日から末日までとする。

- 2 常勤役員報酬のうち本給及び通勤手当は、毎月21日に支給する。
- 3 常勤役員報酬のうち期末手当は6月30日及び12月10日に支給する。
- 4 非常勤役員報酬は、毎翌月21日に支給する。
- 5 前3項の支給日が公立大学法人三条市立大学教職員の勤務時間等に関する規程第4条の週休日又は同規程第6条の休日（以下「週休日等」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い週休日等でない日に支給する。

(常勤役員の本給)

第5条 常勤役員のうち、理事長の本給は、月額820,000円とする。

- 2 常勤役員のうち、理事長以外の本給は、理事会の議を経て、理事長が定める額とする。

(非常勤役員の本給)

第6条 非常勤役員の本給は、勤務形態を考慮して、次の各号のいずれかから理事長が定める。

- (1) 月額 240,000円
- (2) 日額 30,000円

(通勤手当)

第7条 常勤役員通勤手当の額は、教職員の例により算出された額とする。

(期末手当)

第8条 常勤役員期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）に

それぞれ在職する常勤役員に対して支給する。

2 常勤役員の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在において同項に規定する常勤役員が受けるべき月額の本給に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。

4 第2項に規定する在職期間は、基準日以前6月以内の期間において、三条市の職員から引き続き常勤役員になった者については、その者の当該職員としての引き続きいた在職期間を常勤役員としての引き続きいた在職期間とみなす。

5 前3項に規定するもののほか、常勤役員の期末手当の支給に関し必要な事項は、給与規則第23条から第25条までの規定を準用する。

(役員が月の途中で就任した場合等の本給の額)

第9条 新たに就任した役員（日額の本給を受ける役員を除く。）にはその日から本給を支給する。

2 役員が退職したときは、その日まで本給を支給する。

3 役員が死亡したときは、その月まで本給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により本給を支給する場合であって、月の初日から末日まで支給するとき以外のときは、その本給の額は、その本給の計算期間の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。

(報酬支払の原則)

第10条 役員の報酬は、通貨で、直接役員に、その全額を支払わなければならない。

ただし、法令等に基づき役員に支給する報酬から控除すべき金額がある場合には、これを報酬から控除することができる。

2 前項の規定にかかわらず、報酬は、役員の申出により、その全部又は一部を当該役員が指定する本人名義の預金口座に支払うことができる。

(その他)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、給与規則の例によるもののほか、理事長が別に定める。

## 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年12月1日から施行する。  
(令和3年12月期における期末手当に関する特例措置)
- 2 令和3年12月期における期末手当に関する第8条第2項の規定の適用については、第8条第2項中「100分の162.5」とあるのは「100分の160」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年11月30日から施行する。  
(令和4年12月期における期末手当に関する特例措置)
- 2 令和4年12月期における期末手当に関する第8条第2項の規定の適用については、第8条第2項中「100分の165」とあるのは「100分の167.5」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年11月29日から施行する。ただし、第5条第1項に掲げる改正後の理事長の本給に関する規定は、令和5年4月1日から適用する。  
(令和5年12月期における期末手当に関する特例措置)
- 2 令和5年12月期における期末手当に関する第8条第2項の規定の適用については、第8条第2項中「100分の170」とあるのは「100分の175」とする。